

# 平成28年4月から軽自動車税が変わります

新規登録車両や経年車両の税率改正に加えて、平成27年4月に予定されていた軽自動車税の改定が1年間延期されたことや、環境負荷の軽い三輪・四輪軽自動車の税率を1年間軽減する「グリーン化特例」が導入されたことにより、平成28年4月以降の軽自動車税が全面的に変わります。

- ポイント1** 以前から所有している軽自動車の税金はどうなるの？
- ポイント2** 平成27年4月以降に新しく買った「新車」の税金はどうなるの？
- ポイント3** 新しく手に入れた「中古車」の税金はどうなるの？

## ポイント1 以前から所有している軽自動車の税金はどうなるの？

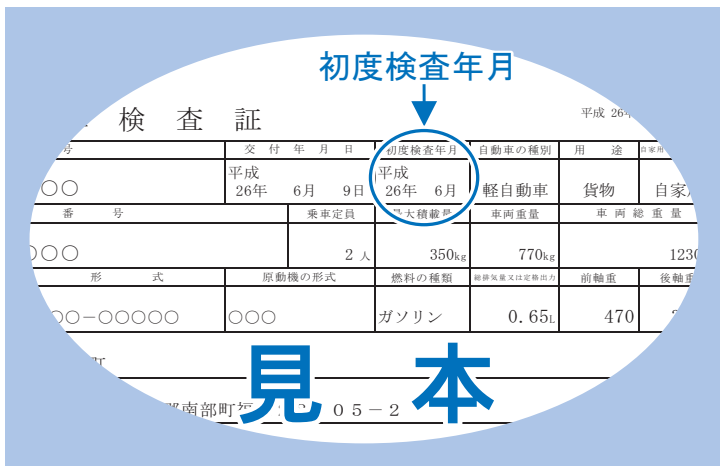
二輪車や農耕作業車などの税率が引き上げられます。

種 別		平成27年度分まで	新 税 率
二輪車	原動機付自転車	50cc以下	1,000円
		50cc超～90cc以下	1,200円
		90cc超～125cc以下	1,600円
	軽自動車二輪125cc超～250cc以下 (側車付、ポートトレーラー含)	2,400円	3,600円
	二輪の小型自動車 250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊	農耕作業用(乗用トラクター等)	1,600円	2,400円
	その他 特殊車両(フォークリフト等)	4,700円	5,900円
ミニカー・電気自動車等		2,500円	3,700円

三輪・四輪軽自動車について、初度検査年月(※1)から13年が経過した車両の税率が引き上げられます。(電気自動車等及び被けん引車輛を除く)

種 別	平成27年度分まで	平成28年度分から	
		現行税率	重課税率
軽自動車税		平成27年3月31日以前に新車登録され、初度検査年月から13年を経過していない車両。	初度検査年月から13年を経過した車両。
三輪	3,100円	3,100円	4,600円
四輪乗用	自家用	7,200円	12,900円
	営業用	5,500円	8,200円
四輪貨物	自家用	4,000円	6,000円
	営業用	3,000円	4,500円

※1 初度検査年月は最初の新規検査を受けた年月(新車登録をした年月)で、車検証で確認できます。



初度検査年月	重課税率適用年度
※2 平成14年12月31日以前	平成28年度～
※2 平成15年1月～平成16年3月	平成29年度～
平成16年4月～平成17年3月	平成30年度～
平成17年4月～平成18年3月	平成31年度～
平成18年4月～平成19年3月	平成32年度～

※2 平成15年10月以前に新車登録された車両は初度検査の月の把握ができないので、その年の12月を初度検査年月とします。

## ポイント2 平成27年4月以降に新しく買った「新車」の税金はどうなるの？

二輪車等は、『ポイント1』の新税率で課税されます。

三輪・四輪軽自動車については下の表の税率となります。ただし、平成27年4月から3月までの間に新車登録された車両で、環境性能が一定基準を満たしているものについては、「グリーン化特例」の対象になり、平成28年度の税率が軽減されます。

種 別		平成28年度から		
		新 税 率	重課税率	
		初度検査年月が平成27年4月1日以降で、初度検査年月から13年を経過していない車両。	初度検査年月から13年を経過した車両。	
軽自動車税	三 輪	3,900円	4,600円	
	四輪乗用	自家用	10,800円	12,900円
		営業用	6,900円	8,200円
	四輪貨物	自家用	5,000円	6,000円
		営業用	3,800円	4,500円

### 【グリーン化特例対象車（軽減後の税率）】

種 別		平成28年度のみ			
		軽 課 税 率			
		概ね75%軽減	概ね50%軽減	概ね25%軽減	
		初度検査年月が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの、電気自動車及び平成21年排出ガス基準10%低減達成車の天然ガス自動車。	初度検査年月が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)のうち乗用はH32年度燃費基準+20%達成車貨物はH32年度燃費基準+35%達成車	初度検査年月が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)のうち乗用はH32年度燃費基準達成車貨物はH32年度燃費基準+15%達成車	
軽自動車税	三 輪	1,000円	2,000円	3,000円	
	四輪乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	四輪貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円

## ポイント3 新しく手に入れた「中古車」の税金はどうなるの？

『ポイント1』のケースと同様、二輪車等は税率が引き上げられ、三・四輪軽自動車はこれまでと同じ税率のままですが、初度検査年月から13年が経過したのものについては、重課税率が適用されます。取得日が最近でも、車両の初度検査年月が平成14年以前の場合には、平成28年度より税率が上がりますので、ご注意ください。

なお、中古で取得した車両でも、初度検査年月が平成27年4月以降の場合は、『ポイント2』の新税率が適用されます。グリーン化特例についても同様です。

各税率やグリーン化特例対象車両については、軽自動車検査協会等からの情報により町で判定し、平成28年度の軽自動車税に反映されますので、申請等は必要ありません。